

1 騒音に係る環境基準について

環境基本法第16条第2項の規定に基づき、騒音の基準の地域類型を次のとおり定めるものです。

※「環境基準」とは、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいいます。環境対策を総合的に実施する上での「行政上の目標」であり、法的な拘束力は有りません。また、人にとっての環境等の最低限度、最大許容限度、受忍限度等を示すものではありません。

都市計画法	環境基本法		環境基準		
用途地域	地域の類型	地域の区分	一般地域		
			道路に面する地域以外の地域		
市が指定			昼間	夜間	
			午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで	
	AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（道路に面する地域以外の地域）		50 dB 以下	40 dB 以下
第1種低層住居 専用地域	A	専ら住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55 dB 以下	45 dB 以下
第2種低層住居 専用地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
第1種中高層住居 専用地域				田園住居地域	60 dB 以下
第2種中高層住居 専用地域					
第1種住居地域	B	主として住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55 dB 以下	45 dB 以下
第2種住居地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
準住居地域					
近隣商業地域	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	60 dB 以下	50 dB 以下
商業地域			車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
準工業地域				工業地域	65 dB 以下
工業地域					
	特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70 dB 以下 (45 dB 以下)	65 dB 以下 (40 dB 以下)

備考

- () 内の値は、屋内へ透過する騒音に係る基準
- 「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」及び「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（平成13年1月5日環大企第3号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について (昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

ア 環境基準

地域の類型	基準値	備 考
I	70dB以下	主として住居の用に供される地域
II	75dB以下	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

- (注) 1. 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読みとって行う。また、評価は、そのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行う。
2. 環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について

(平成27年3月13日富山県告示第99号)

地域の類型	当てはめる地域
I	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、入善町及び朝日町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線から両面にそれぞれ300メートル以内の地域（トンネル部分については、トンネルの出入口からトンネル中央部方向へ150メートル以内の区間に係る地域に限る。以下「対象地域」という。）であって、別紙図面に緑色で表示する地域
II	対象地域であって、別紙図面に緑色の網掛で表示する地域

(別紙図面は省略し、富山県生環境文化部環境保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)